

平成
28年度

被保険者・被扶養者調査を実施中です!



平成28年度の被保険者・被扶養者調査を現在、実施しております。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

調査対象者

- 平成28年6月30日時点の被保険者(任意継続被保険者を除く)の
- 配偶者
 - 20歳以上(平成28年4月1日現在)、75歳未満(平成28年6月30日現在)の被扶養者

調査内容

- 氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認
- 収入の確認
- 同居・別居の確認、および別居家族への送金の確認

調査スケジュール

- 平成28年7月下旬以降、事業所(会社)より配布
- 提出期限は、各事業所(会社)により異なります

*詳細については、配布された「調査表記載案内」または、健保ホームページをご覧ください。
(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)
*「調査表」および「添付書類」を提出しない場合、被扶養者の資格を喪失させることがあります。その際は、被扶養者の資格を喪失した日以降にかかった医療費を返還していただきます。
*みなさんから提出いただいた書類を審査するのに、2~3か月以上の時間を要しますので、調査の問い合わせや追加で求める書類の連絡等は、調査表提出からお時間をいただきますこと、あらかじめご了承ください。

被扶養者の適正な認定について、ご理解とご協力をお願いします



健康保険組合では、一定の条件を満たしたご家族を被扶養者として認定し、医療費などの保険給付を行なっています。保険給付の財源は、被保険者の方や会社から納めていただいている健康保険料です。

資格がない人が被扶養者として健康保険に加入した場合、支払う必要のない給付をおこなうことになり、皆様からお預かりした大切な保険料を不適切に使うことになります。

また、健康保険組合では高齢者を支えるための納付金(支援金)や介護納付金等を国に拠出していますが、健康保険組合に課される納付金等は、年々増加しており、健康保険組合の財政逼迫の最大の要因となっています。納付金等の額は被扶養者を含めた加入人数をもとに決められるため、資格がない人が加入していると納付金等の金額が増え、健保財政に悪い影響を与えます。

健康保険組合では、国が定めた健康保険法などに基づき、被扶養者の認定を厳正に行っています。皆様におかれましても、被扶養者の資格要件を認識いただき、被扶養者資格喪失の際は速やかに「健康保険被扶養者(異動)届」を提出いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、「健康保険被扶養者調査」につきましても、この適正な認定を行うことを目的として、毎年実施しております。

これは、健康保険法施行規則ならびに厚生労働省の指導により、毎年実施することが義務づけられているためです。

扶養に関するお問い合わせ 外線:0422-52-5521
担当:品田(内)731-34656 勝俣(内)731-33175

平成28年10月からの健康保険制度の改正について

兄弟の被扶養者認定基準の見直し 平成28年10月~

被保険者の兄や姉を健康保険の被扶養者とするために必要な条件から同居要件が撤廃されます。兄弟が被扶養者として認定されるためには、①被保険者の収入で生計を維持していること②年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満であること③同居の場合は被保険者の収入の2分の1未満、別居の場合は被保険者の仕送り額より少ないことが条件となります。

短時間労働者の社会保険の適用拡大 平成28年10月~

パート等の非正規労働者にも社会保険の適用を拡大し、正規労働者との格差を是正するため、社会保険(厚生年金、健康保険)の適用基準が緩和されます。従業員501人以上の事業者を対象に、労働時間や賃金などの基準を緩和します。

社会保険の適用基準(従業員501人以上の事業者を対象。学生は適用外)

従来	平成28年10月
週30時間以上 (労働時間・日数が一般社員の4分の3以上)	すべての基準を満たした場合に適用される ①週20時間以上 ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上) ③勤務期間1年以上

ご注意ください! 被扶養者ご自身が、新たに勤務先で健康保険に加入した場合、当健保組合の扶養からは必ず手続きが必要です。すみやかに手続きください。

健康保険証の紛失・盗難に気をつけましょう!!

健康保険証は運転免許証やパスポートと同様、重要な身分証明書です。健康保険証の管理には十分ご注意ください。

- 健康保険証が紛失・盗難にあった場合は、万が一に備えて最寄りの警察に届け出てください。
- 再発行後に紛失・盗難にあった健康保険証が見つかった場合は、そのままにせず、見つかった健康保険証を事業所(会社)経由で健保組合に返却してください。



平成27年度健康保険証の紛失件数

財布の紛失盗難	外出先で紛失	誤ってゴミとして破棄	自宅で紛失(保管場所不明)	毀損	その他	合計
68	38	29	23	6	15	179

- 外出先で、鞆や財布をちよつとした所に置いていませんか? ※肌身離さず身につけておきましょう。
- 引越し、部屋の整理整頓をしていて誤って健康保険証を何かと一緒に捨てていませんか? 捨てる前に今一度確認しましょう。
- 健康保険証を使用した後は、決めた所に保管しましょう。

平成28年度 チャレンジウォーキングについて

平成26年10月より株式会社コナミススポーツクラブの活動量計(USB型歩数計)と「ケンコウマイ手帳」(専用WEBサイト)を利用して実施してまいりましたチャレンジウォーキングですが、この度、株式会社コナミススポーツクラブより平成29年3月31日(金)をもって当事業を撤退し「ケンコウマイ手帳」のサービスを停止するとご連絡がありました。

それに伴いまして、予定しておりました平成28年度チャレンジウォーキングの参加者につきましては、平成26、27年度から継続(自動更新)参加の被保険者(本人)および被扶養者(家族)のみで実施する事とし、新規募集は見送る事といたしました。

当健保組合では、「健康日本21」の考えに基づき今後も歩け歩け運動(チャレンジウォーキング)を実施していく予定です。来年度は新たな企画で実施いたしますので、今年度につきましては何卒ご了承くださいませよう願いたします。

*活動量計(USB型歩数計)は、ケンコウマイ手帳サービス終了後も、歩数計・活動量計としてご利用いただけます。